

生活時間から見たジェンダー規範と働き方

—変わる働き方 変わらない女性の役割—

田中裕美子

概要

本稿では、生活時間の使い方みるジェンダー規範をとりあげる。生活時間の使い方は、社会的に要請された生活様式、ジェンダー規範をあらわしている。仕事や家事に何時間使うかということは、性別や就業形態によっても異なっている。この違いは、単なる属性の違いからだけではなく、「男性は仕事、女性は家事」というジェンダー規範に基づいて選択された結果である。こうしたジェンダー規範と、働くこととの調整過程について検討した。

まず、生活時間・パートタイム労働・女性の就業に関する主な文献をサーベイした。次に、NHK『日本人の生活時間』より、過去50年間の男女の仕事時間と家事時間とその合計時間について振り返った。また、女性のパートタイムとフルタイムの時間の使い方についても検討した。1960年代以降、女性の働き方は、自営業、家族従業者や内職から、パートタイムが中心へと変化してきた。一方、フルタイムも増加するが、子どもが大きくなるとパートタイムとして働く傾向は変わらない。さらに、フルタイムであれ、パートタイムであれ、量的な差はあるものの、家事に多くの時間を費やしている。

以上より、現在も、ジェンダー規範は依然として強く作動していることを示した。男性は子どもの年齢にかかわらず仕事時間が長い。既婚女性の多くは、フルタイムではなく、パートタイムを選択することで、仕事と家事とを両立させている。

女性の就業率の上昇が指摘され、女性の活躍が期待されているが、日本において「家事は

女性が担うべきである」というジェンダー規範は変わっていない。

1. はじめに

時代の変化にともなって、男女の性別役割分業に関する意識も変化しつつあるとされている。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についての推移をみると、1979年は、「賛成」と「どちらかといえば賛成」（以下、賛成）の合計が72.6%に対し、「どちらかといえば反対」と「反対」（以下、反対）の合計は20.4%であった。2012年では、全体で賛成が51.6%、反対が45.1%と、反対が倍増したものの、なお賛成が半数を超えている。さらに、国際比較からは、反対に対する割合は最も低いと指摘されている¹（男女共同参画統計研究会 2015: 193）。

こうした性別役割分担意識、すなわちジェンダー規範の変化は、私たちの生活にどのように現れているのだろうか。女性の働き方をみると、年齢階級別労働力率曲線がM字カーブを描いているように、依然として、家事・育児・介護などの家族的責任を理由に、離職する女性は多い。そして中高年になり再就職をしたとしても、その多くはパートタイム労働を選択している。いずれにしても、女性のライフスタイルに大きな変化はみられない。こうした側面からはジェンダー規範が維持されているととらえることも可能である。

他方、有配偶女性の就業率の上昇、男性の意識の変化などにより、ジェンダー規範の揺らぎ

¹ 比較の対象となった国は、韓国、アメリカ、フランス、スウェーデンである。

も指摘されている（中川 2011；目黒・矢澤・岡本編 2012）。それでは、具体的な変化の兆しは見出すことができるのだろうか。

こうした問いに対して、本稿では、生活時間に着目する。生活時間は個人の選択に基づいており、女性の主体的な時間の使い方からジェンダー規範の推移を見ることができると考える。そこで、NHK「国民生活時間調査」をもとに、分析結果とともにまとめられているNHK『日本人の生活時間』²をとりあげる。

生活時間を扱う調査としては総務省統計局「社会生活基本調査」もある。しかし、1976年から始まったこの調査に、パートタイム労働が区分としてとりあげられるのは、1996年からである。

また、「国民生活時間調査」には、「社会生活基本調査」にはない、古いデータの蓄積がある。最初の調査は1941年であり、その後、1960年から現在に至るまで、5年ごとに調査が実施されている³。そのため、高度成長期以降から2010年までの、50年間の長期的な傾向をおさえることが可能となる。さらに、付帯質問では、年により、副業（内職・パート）の有無を尋ねている。これは女性の働き方の変化を検討するのに重要な手掛かりとなる。こうした理由により、NHK『日本人の生活時間』が適している。本稿では、主として女性に焦点をあて、生活時間の使い方について、その推移をみる。

以下、本稿の構成である。2では生活時間に関する先行研究をとりあげる。3では、NHK『日本人の生活時間』より、その変化を年代別、および、就業形態別に検討する。4では生活時間とジェンダー規範について考察する。5はまとめである。

2. 先行研究

生活構造の分野における生活時間研究の蓄積は多いとはいえない。さらに、生活時間とパートタイム労働の両方を直接の分析対象にしているものは限られている。しかし、生活時間調査

については、その目的は一樣ではないが、早い段階から実施されてきた。本節では、生活時間研究を中心にとりあげる。

生活時間調査による最初の研究は籠山(1943)である。籠山は、1941年9月の労働者とサラリーマンに対して行った1日24時間の生活時間の調査結果をもとに、労働、余暇、休養の関係について、(1)労働は休養を規定する、(2)余暇(労働化せる余暇)は休養を規定する、(3)労働は又、余暇を規定する、とその関係を明らかにした。すなわち、1日24時間の配分は、第一に、労働時間を支出し、第二に、労働時間に対応して必要な休養時間を支出し、第三に、最後の残余を、余暇とその余暇利用に依って必要となる休養に配分する(籠山 1984:70-1)。これは、休養や余暇は、労働時間によって規定されていることを示している。

次に、継続的に実施されている調査としては、NHK「国民生活時間調査」があげられる。この調査は、1960年から5年おきにおこなわれている調査であり、「国民の1日の生活行動を時間との対応の中で把握、放送番組編成・制作の基礎資料とするとともに、国民生活の実態を示す資料として、広く各界の利用に供すること」を目的としている(NHK 1982:9)。

また、藤本(1964)も、日本の労働者(ならびに農民)の生活時間を分析している。分析の対象はひろく、京浜ならびに大阪の4大工場についての3日間の生活時間調査を中心として、さらには、(1)京浜地帯の1大工場の1週間の調査、(2)各種工場の寄宿舎に入って2交代制についている婦人労働者の生活時間調査、(3)山形県下の水田単作地帯の農民の生活時間調査に及んでいる。そのはしがきで、「家計面からの生活実態調査は数多く行われているが、時間面からのそれは寥々たる有様である」と当時の生活時間研究の状況について述べている(藤本 1964:はしがき)。また、序章において「生活時間構造というのは、人間の生活構造を時間面からみたものであるが、これは社会的人間の生活構造を明らかにする上に不可欠なものである」とその意義を指摘する(藤本 1964:1)。

² 5年ごとの調査後に出版されている(1965年調査を除く)。「国民生活時間調査」は、集計データのみが公表されているが、『日本人の生活時間』は、公表されている調査結果に加えて、独自の調査分析がなされている。年ごとにテーマが設定され、より詳細な分析結果が掲載されている。

³ 1973年に中間調査が実施されている。

この研究の特徴としては、「資本主義下の労働者の生活時間構造」の規定要因について8つをあげているが、そのなかでも、「性による生活時間構造のちがいが」に着目していることである。時間を、収入生活時間・消費生活時間にかけており、消費生活時間には家事的な生活時間（家事的作業時間と育児時間）を含めている。これらの規定要因を軸に、3つの調査を分析している。

さらに、一連の調査は10年後にも再度実施され、藤本（1974）にまとめられている。最初に、当時の生活時間研究について、生活時間構造は、時間面からとらえた人間の生活構造であり、それを明らかにする中心的調査方法は、生活時間調査票である、としたうえで、「しかしながら、この種の調査研究は、消費面から生活構造の分析を機とする家計調査分析に比べると、その歴史は新しく、その研究は過去において比較的疎んじられてきたことは否定できないところである」と言う（藤本 1974：はしがき）。

そして、この時期にあつては、規模の大きい調査は「NHK 国民生活時間調査」以外に皆無であり、小規模市で部分的調査が散発的にとりあげられるくらいであると指摘する。藤本（1974）では、労働時間の短縮や週休二日制の導入などの社会的変化を考慮して、「大都市工場労働者の生活時間構造」で京浜、阪神などの8つの大都市の工場労働者を対象に精緻な分析がなされている。また、「路面輸送労働者ならびに農民の生活時間」としてタクシーとトラック運転手や農民の生活時間構成にも分析をひろげている。さらに、工場労働者の「婦人パートタイマーの生活時間」および「既婚男子労働者の妻」のなかでのパートタイマーの生活時間が分析対象としてとりあげられ、フルタイマーと比較されているのは注目すべき点であろう。

また、家政学分野における生活時間研究としては、伊藤・天野（1989）、統計学分野では水野谷（2005）が、さらに、社会工学分野において矢野（1995）がある。これらの研究は、雇用労働と生活時間に焦点をあてているが、就業形態別の分析はおこなわれておらず、主に合計労働時間からみる長時間労働の性差を指摘するとどまっている。また、「社会生活基本調査」

の個票から、残業がおこなわれる要因を中心に分析したものに、山本・黒田（2014）がある。

働き方とジェンダーの視角からの研究として、佐藤（2010）、村上（2007）、連合総合生活開発研究所（2009）が、また、フルタイム労働者の生活時間研究としては、上田（2006）、Kuroda（2010）があげられる。

本稿では、ジェンダー規範と働き方との調整過程について、生活時間を中心に検討する。まず、家事と仕事時間の合計について、年代ごとに検討する。

3. 労働時間の変化と働き方

これまで女性は1日何時間「働いて」きたのか。1960年代から、多くの女性が仕事をしながら家事を担っているという生活スタイルは、大きくは変化をしておこななかった。しかし、1970年代以降、女性がパートタイムとして、雇用されて働くようになると、雇用規律との葛藤が生じたと推測できる。その葛藤は、1980年代になり、パートタイムの一層の増加、フルタイムの増加により、さらに深まったと考えられるが、それをどのように調整してきたのだろうか。本節では、NHK『日本人の生活時間』をとりあげ、それぞれの年代別に平日の全員平均時間に着目し、仕事時間と家事時間を合計した労働時間を中心に概観する。そして、1970年代以降の、働き方の違いによる労働時間の特徴について、その調整過程を検討する。具体的には、①女性の就業率の変化と働き方、②年代による働き方の変化、③パートタイマーの労働時間を軸に検討する。

ここでいう、「働く」とは、家事と仕事を中心とした拘束時間の合計を指し、これを労働時間とする。NHK「国民生活時間調査」⁴の調査方法は年ごとに異なっている。たとえば、①1960年～1965年は面接法のアフターコード方式、②1970年～1995年は配布回収法のアフターコード方式、③1995年～2000年は配布回収法のプリコード方式である。ただし、1995年については、配布回収法のプリコード方式とアフ

⁴ この調査は、全国10歳以上の国民を対象としており、10月に行われている。調査対象者の抽出は層別2段階無作為抽出法による。

ターコード方式の両方の調査を実施しているため、厳密な比較には限界があるとしても、長期的な傾向をみるうえでは問題がない（NHK 2002）。

なお、各年の調査における「家庭婦人」および『日本人の生活時間』における「主婦」の定

義については、表1の通りである⁵。

3.1 男性の労働時間の推移

まず、図1より、男性有職者⁶を対象に、その労働時間（仕事時間と家事時間の合計時間）

表1 「家庭婦人」、「主婦」についての用語の推移

| 年 | 家庭婦人 | 主婦 |
|------|-----------------------------|---|
| 1960 | 家庭において、家事を主として行っている婦人。 | 家庭婦人で統一されている |
| 1970 | 家庭にいて家事を主としている婦人 | ほかに職業を持たず、家庭にいて家事を行っている、いわゆる主婦専門の女性 |
| 1973 | 主として家事に従事している女性 | 専業主婦（副業を持たず家にいて家事に専念している女性）、および副業を持つ女性 |
| 1975 | 主として家事に従事している女性 | 家にいて主に家事をしている女性、いわゆる主婦専門女性 職業を持っている女性は含まれない |
| 1980 | 主として家事に従事している女性 | 家にいて主に家事をしている女性。副業を持つ女性を含む |
| 1985 | 主として家事に従事している女性 | 配偶者の有無に関係なく、家にいて、主に家事に従事している女性 独身女性も一部含まれる |
| 1990 | 主として家事に従事している女性 | 主婦を既婚女性（離別・死別は除く）とし、その中を5つにわけるとし、①専業主婦、②フルタイム、③パートタイム（②と③をあわせて共働き女性の勤め人）、④勤め人以外の有職者（フルタイム、パートタイムを含む）、⑤その他。この主婦に関しては時系列比較はできない |
| 1995 | 主として家事に従事している女性 | 家庭婦人に統一されている |
| 2000 | 主として家事に従事している女性。パートタイムは含めない | 主婦という言葉は使われていない |
| 2005 | 調査分類において「家庭婦人」に代わり「主婦」となる | 分析では、主婦を「有職主婦」と「専業主婦」に分けている |
| 2010 | なし | 主として家事に従事している女性 |
| 2015 | なし | 主として家事に従事している女性 |

（出所）NHK「国民生活時間調査」、「図説 日本人の生活時間」（各年版）より作成。

⁵ 「国民生活時間調査」では、職業分類のなかに「家庭婦人」があり、定義はほぼ一貫している。ただし、「家庭婦人」には、既婚女性だけでなく、一部、独身女性が含まれる。他方、『日本人の生活時間』で使用される「主婦」の定義については、年によって異なっており統一されていない。また、「家庭婦人」の定義との関係もはっきりしていない。そのため、各年代で最初に使う際に、その年の「主婦」を示す内容を括弧内に示した。

⁶ 「有職者」とは、職業として、農林漁業者、自営業者、販売職・サービス職、技能職・作業職、事務職・技術職、経営者・管理職、専門職・自由業・その他の職業、の合計である。

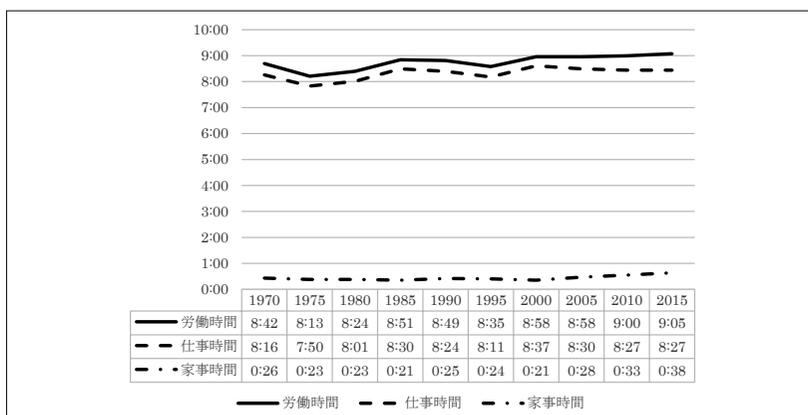


図1 男性有職者の労働時間・仕事時間・家事時間の推移（1970-2015）

（出所）NHK『日本人の生活時間』各年版、および『データブック 国民生活時間調査2015』より作成。

（注）労働時間＝仕事時間＋家事時間

を確認する。

1970年調査では男性の有職者の労働時間は8時間42分である。1975年の調査では8時間13分、1980年の調査では8時間24分、1985年では8時間51分である。これは仕事時間が大きく伸びていることによる。1990年調査になると8時間49分、1995年調査では8時間35分となり、仕事時間は減少する。2000年調査では8時間58分、2005年調査でも8時間58分、2015年調査では9時間5分となる。2000年代に入ると労働時間が9時間前後になり、家事時間も少し増える傾向にある。

しかしながら、男性有職者の平日は、圧倒的に仕事が他の活動に比べて、もっとも長く配分されている。家事時間も増えてはいるものの、もっとも長い2015年で38分である。末子の年齢や妻の就業形態にかかわらず、育児・家事時間も短い（厚生労働省 2015）。これは、後にみる女性の生活時間の使い方とは異なっている。

次に、女性の家事・仕事・労働時間について、年代ごとに振り返る。

3.2 1960年代

『日本人の生活時間 1960』によれば、主婦

は家事に6時間半、仕事に2時間半、合計9時間の実労働を担っている。戦前に比べれば、家事などに費やす時間はかなり減っているが、それは世帯の職業によって異なる。すなわち、俸給生活者や工場労務者の主婦は、家事に専念できるが、主婦が家族従業者の場合には、仕事と家事の2つを担わなければならない。

1941年の調査から、農家の女子は、家事にはおよそ3時間から4時間を、農業労働には約7時間から8時間半を費やしている。さらに、小売業の家庭婦人は、家事のためには6時間から6時間30分を、家族従業者としての仕事に、約4時間から5時間を費やしている。他方、俸給生活者の主婦は、9時間半から10時間半を、工場労務者の主婦は、10時間から11時間半を、家事に費やしている。ここから、労働時間を比較すると、農家の主婦は約10時間から12時間半、小売業の主婦が、およそ10時間から11時間半である。1960年調査における、家庭婦人の労働時間は短縮されている⁷（NHK 1963）。

1960年代初めは、まだ雇用者化も進んでおらず、家族従業者として就業している割合が高かったこともあり、「仕事も家事もすべて」一手に引き受けていた者が多かったと推測できる。他方、調査に出てくる「俸給生活者や工場労務

⁷ ここでとりあげられている具体的な数値データは、NHK（1963）には掲載されていない。また、調査で用いられている「家庭婦人」（家庭において、家事を主として行っている婦人）とともに「主婦」という言葉が使われているが、「主婦」の定義はなされていない。いずれも本文中の記述に従った（NHK 1963:182-3）。

者の主婦」の家事時間からは、日常の生活を維持するためには、家事に長い時間を費やす必要があったことを示している。

ところで、表1では、「国民生活時間調査」で使われている「家庭婦人」、および、『日本人の生活時間』で使用される「主婦」という用語について年代順に整理した。「国民生活時間調査」の調査分類項目である「家庭婦人」の定義は、「主として家事に従事している女性」として、ほぼ統一されている。しかし、『日本人の生活時間』で使用される「主婦」という用語は、年代により、その意味する範囲が異なっており統一されていない。

そのため、以下では、各年に定義されている意味にそって「主婦」という用語を使用する。次に、1970年代から1980年代についてみる。

3.3 1970年代から1980年代

3.3.1 労働時間の推移

『日本人の生活時間 1970』では、「第三章 家事に明けテレビに暮れる主婦の生活」というタイトルの章が設けられている。1970年調査での主婦とは、いわゆる専業主婦（ほかに職業を持たず、家庭にいて家事を行っている）をさす。また、女性有職者とは、20歳以上の女性のうち職業を持っている者であり、仕事を持つ

独身女性および既婚女性、農家の家族従業者が含まれる。20歳以上の女性のうち、有職者と主婦の占める割合をみると、有職者が49.1%、主婦が42.1%である。まだ有職者が多いものの主婦の割合も半数近くいる。

また、有職者の年齢別の内訳をみると、20代だけではなく、40代、50代でも主婦より有職者の方が多い。さらに、主婦の内訳をみると、サラリーマン家庭の主婦が66%、農家や商店の主婦が20%、その他が14%となっている。いずれも女性の「主婦化」の兆しがうかがえる。次に、仕事時間・家事時間・労働時間をみる。図2と図3は、女性有職者および家庭婦人について、仕事時間・家事時間・労働時間の経年変化を示したものである。

なお、1990年調査の職業の質問から、パートの仕事を持っている人は「職業を持っている人」に回答するよう、調査票上で指示がなされた。1985年以前は特に指示をしておらず、調査相手本人の判断によっていた。したがって、パートタイム労働者は「有職婦人」「副業あり主婦」の両方にそれぞれ含まれていた可能性が高かったが、1990年調査より、明確になった。これは、図2にみられる、1990年の仕事時間の減少に影響を与えたと考えられる（NHK 1992）。

1970年調査の家庭婦人の労働時間は、合計9時間9分である。これを、1960年の家庭婦人

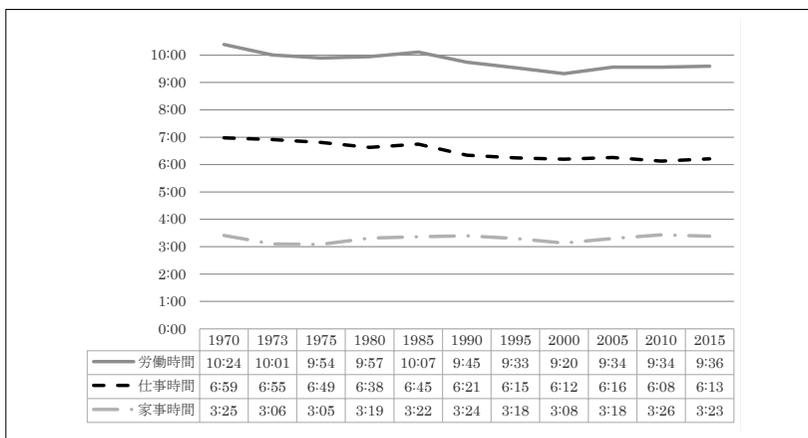


図2 女性有職者の労働時間・仕事時間・家事時間の推移（1970-2015）

（出所）NHK『日本人の生活時間』各年版、および『データブック 国民生活時間調査2015』より作成。

（注）労働時間 = 仕事時間 + 家事時間

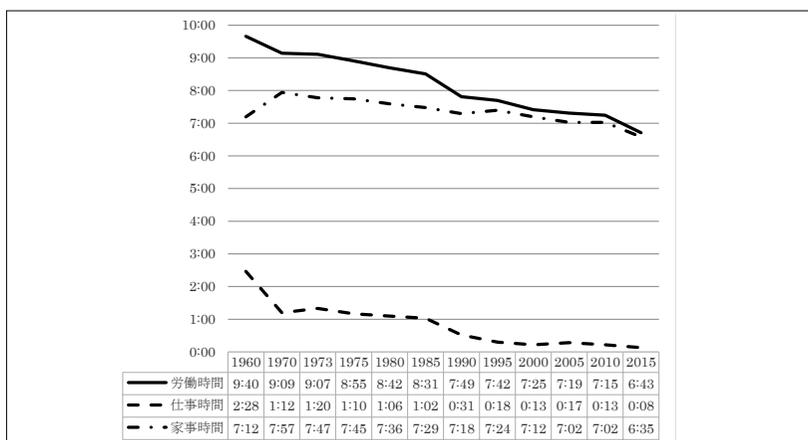


図3 家庭婦人の労働時間・仕事時間・家事時間の推移（1960-2015）

（出所）NHK『日本人の生活時間』各年版、および『データブック 国民生活時間調査2015』より作成。

（注1）家庭婦人の定義は表1に同じ。

（注2）2005年以降の調査項目は、「家庭婦人」から「主婦」に変わる。「主婦」の定義は「主として家事に従事している女性」である。

（注3）労働時間 = 仕事時間 + 家事時間

と比較すると、仕事が1時間16分減少し、家事時間が45分増加している。高度成長期を経て、家電製品の普及や生活様式の変化により家事時間が短縮される要因は多い。それにもかかわらず、1960年から1970年の10年間に家事時間は増加している。また、女性有職者と主婦の平日の時間を比較する。労働時間をみると、主婦は前述したようには9時間9分である。それに対して、有職女性は、10時間24分であり、ここでも、有職女性の労働時間がもっとも長い。こうした傾向はしばらく続く。

この時期のジェンダー規範を表す記述として、「妻の座」は最高にしあわせ」、や、ウーマンリブの影響についても「いまのところ大部分の家庭の主婦はそれとは無縁の存在であり」、「なごやかな平和な家庭で暮らす生活」を希望しており、「男性中心に作られた現在の社会は、当分の間安泰といえよう」と結ばれている（NHK 1971）。

次に、1973年の調査⁸より、平日の有職女性の労働時間をみると、10時間01分である。他方、専業主婦は、8時間40分であり、有職女性が1時間21分長くなっている。なお、この年から主婦の中でも「副業あり、4時間以上」、「副

業あり、4時間未満」、「副業なし（専業主婦）」という区分がなされている。ここで、副業とは内職やパートをさしている。たとえば、仕事・家事をあわせた労働時間は、有職女性が10時間1分、副業4時間以上の主婦が10時間54分、副業4時間未満の主婦は10時間6分、専業主婦が8時間40分となっており、副業4時間以上の主婦の労働時間がもっとも長い（NHK 1974）。

「副業の有無」についての比較は、3.3.2で検討するが、主婦であってもパートや内職をしている場合には、その仕事時間に比例して労働時間が長くなる。これは以降に増加してくるパートタイム労働者の労働時間を考察する際のがかりとなる。

ところで、図4に見られるように、1975年は女性の就業率が底をうち、「女性がかもっとも専業主婦化」した年と指摘されているが（瀬地山 1996; 落合 2004）、労働時間はどのように変化したのだろうか。

1975年調査では、「主婦」とは「専業主婦」をさす。1975年調査によると、「年層別にみた主婦と女性有職者の割合」は、20代が主婦（43%）・有職者（50%）、30代は主婦（57%）・

⁸ この年は、1970年と1975年の間の中間調査として位置づけられている。

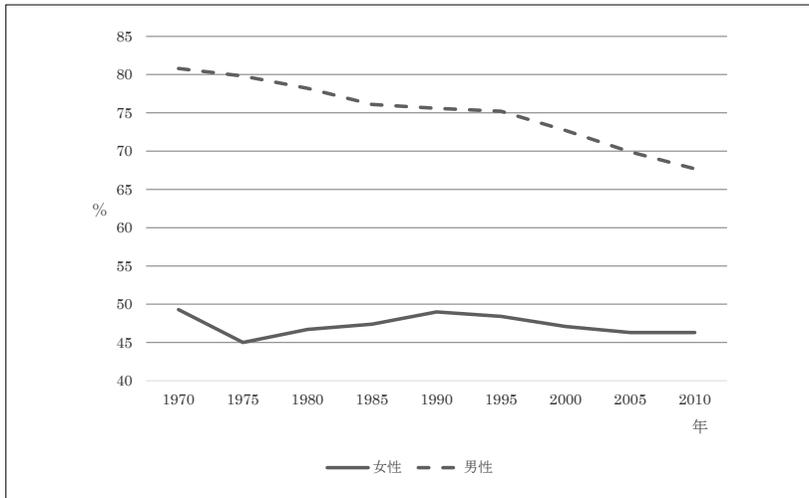


図4 男女の就業率の変化 (1968-2009年)

(出所) 総務省統計局「労働力調査(基本集計)」より作成。

有職者(42%)、40代は主婦(40%)・有職者(60%)となっており、30代で主婦の割合が高く、40代に有職者の割合が高い。ただし、主婦(専業主婦)の中で内職やパートなど何らかの副業を持っている人は、主婦全体で2割を超えていることにも留意する必要がある。

主婦の中で仕事をした人の率を年層別に見ると、40代がもっとも高く、次いで50代、30代、となっている。40代、50代の主婦は仕事をした人も多く、時間も長くかけている。そして、家事負担が減る40代や50代は、余裕ができた時間を、仕事に割り当てているように思える。また、女性有職者の労働時間は9時間54分、家庭婦人(主婦)の労働時間が8時間55分であり、女性有職者がもっとも長い(NHK 1976)。

以上から、主婦(専業主婦)が多い時代とはいえ、その中には、副業をもっている主婦が2割存在している。さらに、副業を4時間以上おこなっている主婦の労働時間は、長時間に及んでいる。これは、「女性は家事」というジェンダー規範の中にも、その調整をしながら「家事と仕事」を担っている女性がすでに継続的に存在していることを意味しており、「非常に急速

な近代化のため、労働力率が低下する主婦化の傾向と、上昇する再労働力化の傾向が重なってしまった」(落合 2004:28)ことのあらわれと考えられる。

1980年調査によれば、女性有職者⁹の労働時間は9時間57分、家庭婦人(専業主婦、ただし内職やパートなどの副業を持つ者を含む)は8時間42分、である。主婦の平日の家事時間の推移をみると、1970年の7時間57分から7時間36分へと減少している。主婦が行っている家事のなかで、もっとも変化の大きいものは「縫い物・編み物」であり、行為者率¹⁰が1970年の36%から、1980年の25%へと減少している。また、注目すべき点として、仕事時間の分布があげられる。女性有職者の平日の仕事時間の分布は、1975年に比べて「6時間以下の人」が、19%から25%へと増加しており、パートタイムなど短時間の仕事をする人が増えたことになる点が指摘されている。さらに、有職女性では、仕事時間により家事時間が大きく左右されている(NHK 1982)。

これは、仕事時間の長さや家事時間が負の相関関係にあることを示している¹¹。先に見た余暇時間と仕事時間の関係とを重ね合わせてみれば

⁹ この年から調査における付帯質問で「副業の有無」を尋ねている。そのため、有職者にも「副業あり」が含まれる可能性がある。

¹⁰ ある時間幅(15分・6時間・24時間)に該当の行動を少しでも(15分以上)した人が全体の中で占める割合。

¹¹ 家事時間と仕事時間は負の相関関係があるという研究結果もある(渡辺 2016)。

ば、家事時間を捻出するために仕事時間を調整することにつながると考えられる。

1985年調査からは、女性有職者の労働時間は10時間7分、主婦（主に家事をしている既婚女性と一部の未婚女性。副業ありも含む）の労働時間は8時間31分、となっており、女性有職者が長い。この時期は、男女有職者ともに仕事時間が増加していることが特徴である。

3.3.2 「副業あり」の主婦

『日本人の生活時間 1973』では、「第四章 婦人と生活」において、家庭婦人と有職婦人にわけて分析がなされている。ここで注意すべき点は、家庭婦人（主婦）が必ずしも専業主婦に限ったことではなく、内職やパートなどの副業を持っている者が含まれているということである。その内訳は、以下の通りである。

主婦（専業主婦と副業を持つ女性）のうち、「副業あり 4時間以上」は11%、「副業あり 4時間未満」が14%、「副業なし（専業主婦）」は75%、である。副業ありの主婦は、全体の25%にのぼっている。主婦の年代別でみると、「副業」を持っている人の割合は、24~29歳の主婦では22%、30~39歳の主婦では33%、40~54歳の主婦では32%となっている。ここから、高年代の主婦は子育てが一段落した後に余裕ができた時間を、パートタイムなどの仕事時間に配分し、これが30歳以上の主婦の「仕事時間増」という現象につながっているとみられる。

このように、1973年の調査から、主婦（専業主婦と副業を持つ女性）の中でも「副業あり、4時間以上」、「副業あり、4時間未満」の区分がなされている。「副業あり、4時間以上の主婦」の場合には、合計労働時間は10時間54分、「副業あり、4時間未満の主婦」では、10時間6分となっている。専業主婦の8時間40分と比べても、「副業あり」の主婦の労働時間は長く、とりわけ、「副業が4時間以上」の主婦が有職女性の平均を超えて、もっとも長くなっている。有職婦人の場合は、仕事の時間は長い、家事の時間が専業主婦に比べてかなり短い。それに対して、「副業4時間以上」の主婦の場合は、仕事時間もかなり長い。えに、専業主婦とほぼ同様の家事を担っているため、労働時間が長くなっている。「副業あり」の主婦と「副業なし」

の主婦（専業主婦）では、家事時間に差がない。すなわち、自らを主婦と位置づけ、副業を持っている場合には、専業主婦と同様の「女性が家事」という規範を内面化しており、それに「仕事」が加わり、長時間の労働時間になっている。仕事（副業）の有無にかかわらず、女性は「家事担当者」であることに変わりはない。

この傾向は、1985年の調査でもみられる。1985年では「副業あり」の主婦の労働時間は9時間27分、「副業なしの主婦」は8時間9分となっている。また、既にみたように、有職女性の労働時間は10時間7分である。「副業あり」の主婦は、有職女性と「副業なし」の専業主婦との間のような存在になっている。「副業あり」の主婦は、仕事と家事との両方の負担がきわめて大きい。

また、仕事時間が5時間台というのは、現在のパートタイム労働にも通ずるところがある。この時期の「副業」の経験が、すぐ後から始まるパートタイム労働の展開へとスムーズにつながったのではないだろうか。さらに、時間配分の優先順位にも着目したい。すなわち、女性では、勤め人層も非勤め人層も、家事時間が長いために、平日の労働時間が長くなる。しかし、日曜日になると仕事時間は短くなるが、家事時間が平日に比べて長くなるために、労働時間は長いままである。また、余暇活動時間は男性より短い。この点は、仕事時間に次いで優先されるのが余暇ではなく、家事であり、家事の拘束性の高さを示しているといえよう。

ところで、1980年代になると、1975年に45.7%と底をうった女性就業率は、増加傾向に転じる。あわせて、図5にみるように、雇用者比率も増加し続けた。つまり、雇用者として仕事をする女性が増加しており、「女性の雇用者化」が本格的にはじまったといえる。

この点について『日本人の生活時間 1985』では、以下のような指摘をしている。すなわち、女性の雇用労働者の増加と家族従業者の減少傾向により、女性が家で働くことから、外に出て「仕事」をするようになったと指摘する。つまり、「女性の雇用者化」により、仕事を行う場所が変化したということである。

そのうえで、年代別に自宅で仕事をしている女性の割合変化が示される。若い世代では、自宅内で仕事をする人よりも、自宅外で仕事をす

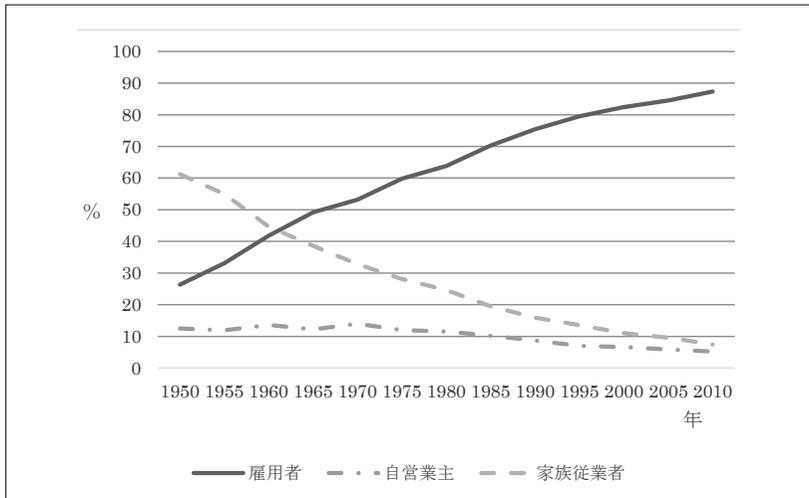


図5 女性の従業上の地位別割合 (1950 - 2010)

(出所) 総務省統計局「国勢調査」より作成。

る人が増えていることをあげ、働く女性の増加を指摘する。また、「仕事」を行った場所についても具体的に示される。「仕事」を自宅内で行った「仕事」(以下、「仕事(内)」とする)と、自宅外で行った「仕事」(以下、「仕事(外)」とする)とに分けて検討している。それによると、「仕事(内)」は1970年以来、行為者率・行為者平均時間¹²ともに、減少傾向にある。他方、「仕事(外)」は、1975年を底にして、その後は増加傾向にある。「仕事」時間が増加する中での、こうした変化は、自宅外での仕事が増えたことによるとみられる(NHK 1986)。

ここまで、内職・パートなどの「副業」をもつ主婦の労働時間に注目した。「主婦化」が進展したといわれる1970年代であるが、この調査結果からは、有職婦人に含まれない、家庭婦人の範疇に「副業あり」の主婦が含まれており、しかも、その割合が2割から3割に達していることがわかる。すなわち、主婦専業として「家事を主に担っている」という主婦のなかにも、一方で、「家事も仕事も」担っている存在があり、彼女たちの場合には平均時間からはみえてこないが、①仕事時間も家事時間も長いこと、②行為者率でみると有職婦人と近い仕事時間である

こと、③「副業なし」の家庭婦人より、労働時間が1時間以上も長いこと、が示される(NHK 1986:154-5)。

これらは、主婦とよばれるなかにも、自宅内外で副業をしながら「家事と仕事」を担っている女性は、有職婦人と同程度、さらに「副業4時間以上」の場合には有職婦人以上に働いていることがわかる。副業を持つ主婦は、その仕事時間にかかわらず、家事時間を減少させることなく、長い労働時間となっている。主婦であるからには、家庭責任を担うというジェンダー規範のあらわれと言えよう。

3.4 1990年代から2000年代

3.4.1 労働時間の推移

1990年調査の女性有職者の労働時間は9時間45分、主婦(既婚女性、離別・死別は除く)は7時間49分である。

次に、1995年調査では、女性有職者の労働時間は9時間33分、主婦(家庭婦人。主として家事に従事している女性、一部独身女性も含む)の労働時間は7時間42分、である。また、

¹² 該当の行動を少しでも(15分以上)した人が、その行動に費やした時間量の平均である。

男女の家事時間の差をふまえて、男女差が大きいこと、家事時間の使い方が、日本社会の「基本的・伝統的な仕組みの反映」であるとする(NHK 1996)。

2000年調査によれば、女性の有職者は9時間20分、主婦(家庭婦人。主として家事に従事している女性。パートタイムは含めない)の労働時間は、7時間25分、である。『日本人の生活時間 2000』では、40年間の推移を振り返っている。1960年代から1970年代は女性の雇用者化が進んだが、1980年代以降はさらに、短時間雇用者や有配偶雇用者の増加が著しかった。さらに、家事時間の減少が、レジャー活動の増加とともに、働く女性の増加につながった。こうした家事時間の減少傾向と働く女性の増加について述べている(NHK 2002)。

2005年調査では、女性の有職者の労働時間は9時間34分、主婦(有職主婦と専業主婦)の労働時間は7時間19分、である。とくに、女性の生活時間から、結婚が女性にとって、家事を担うことになる。つまり、「家庭内で家事の切り盛りをする人=主婦の誕生」であると、家事と女性役割の関係进行分析している。さらに、女性にとっての家事は、生活に不可欠なものとされているのに対して、男性にとっては、仕事時間に規定される副次的なものとしてされている。こうした家事時間の男女差が、生活時間の男女差に影響を与える要因となっている(NHK 2006)。

2010年調査では、女性の有職者の労働時間は9時間34分、主婦(主として家事に従事している女性)の労働時間は7時間15分である。ここでは、1970年代以降にみられる「仕事スタイルに新たな変化の兆し」について、「社会活動の24時間化」という時代の流れを指摘しており、この点もパートタイム労働者の増加と密接にかかわっているといえる(NHK 2011)。また、2015年調査では、女性の有職者の労働時間は9時間36分、主婦の労働時間は6時間43分、となっている。主婦の労働時間が32分減少したことが特徴的である。

次に、女性のパートタイムとフルタイムによる生活時間の違いを検討する。

3.4.2 パートタイムとフルタイム

1990年の調査から、「主婦」という分類に新たな定義がなされた。すなわち、主婦を既婚女性(離別・死別は除く)とし、5つに分ける。①専業主婦、②フルタイム、③パートタイム(②と③は共働き女性の勤め人)、④勤め人以外の有職者(フルタイム、パートタイムを含む)、⑤その他、の5つである。

ここからは、上記にならない、①専業主婦、②フルタイム、③パートタイムに着目してみたい。専業主婦の労働時間は、7時間56分、フルタイムは、10時間45分、パートタイムは10時間である。フルタイム、パートタイム、専業主婦の順に労働時間が長いことがわかる。

また、主婦(勤め人、共働きの既婚女性をさす。フルタイムとパートタイムの両方を含む)の1日を時刻別にみると、パートタイムとフルタイムの行動パターンは似ている。すなわち、生活必需行動や家事・仕事・自由行動の時刻別行動時間をみると、フルタイムとパートタイムは「炊事」時間のとりかかりや、仕事時間帯、夕食の準備などに時間の早い遅いはあるものの、非常によく似た行動パターンをとっており、専業主婦とは明らかに異なっている。これをふまえて、パートタイムの行動パターンは、フルタイムに近い、と指摘している(NHK 1992)。

さらに1995年調査より、女性の勤め人をフルタイムとパートタイムに分けて比較すると、フルタイムの労働時間は8時間50分、パートタイムの労働時間は8時間39分となる。フルタイムとパートタイムの労働時間をみると、仕事時間はフルタイムが2時間31分長いが、パートタイムは家事時間が2時間27分長く、労働時間はそれほど大差がない。

この点について、労働時間以外の時間の使い方を視野に入れると、フルタイムとパートタイムの女性は、仕事と家事へのウエイトの付け方は異なるものの、生活時間の使い方の大枠は似ている。これは、フルタイム・パートタイムとも「仕事時間以外」がある程度固定されており、それに応じて仕事時間の振り分けを決めていることを示唆する(NHK 1996)。図3からもわかるように、「仕事時間以外」の大半を占めるのは「育児を含む家事」時間である。ここから、パートタイムを選択する人は、子どもの世話な

どで平日に家事時間を削ることができない人たちであり、家事優先のジェンダー規範が強いといえよう。働く女性のジェンダー規範は、就業形態を選択する際に影響を及ぼす。結婚を機に「主婦」になった女性は、「家事と仕事」に追われる。フルタイムを選択する女性労働者に対しては、1985年に「男女雇用機会均等法」が成立し、女性労働者の「仕事と家庭の両立」が議論となった。しかし、女性パートタイム労働者の「仕事と家庭」の両立は、特に政策的なテーマとはならなかった。パートタイムを選択した女性にとって「仕事と家庭の両立」は前提であり、パートタイムを選択することで「仕事と家庭」を両立させる。彼女たちは、「仕事と家庭の両立」を、個人の問題として内部化し処理してきたといえる。この点において、女性のパートタイム労働者とフルタイム労働者の、「仕事と家庭」の両立に対するジェンダー規範と政策的な対応は対照的である。

それに対して、男性有職者は既婚か未婚かで生活時間の使い方に大きな変化はみられない。とりわけ、既婚女性に比べて家事時間の変化は少ない。つまり、男性役割として家事負担はほとんどみえない。既婚女性は、パートタイムと

して働いているのであれ、フルタイムとして働いているのであれ「家事・育児」を中心に担っていることがわかる¹³。

ここからは、男女間の仕事時間と家事時間のバランスが、それぞれの仕事時間量だけに規定されているのではなく、ジェンダー規範にも影響を受けていると考えられる。

ところで、1985年に「男女雇用機会均等法」が制定され、女性の働き方にも変化の兆しが見えはじめた。それは、図6の「女性有職者の仕事時間量分布の時系列変化」にもみることができる。

仕事時間をみると、1985年以降、「6時間から8時間」は少なくなっている。しかし、「6時間以下」、「8時間以上」は、それぞれ増えており、仕事時間の二極化が始まってきている。1日の仕事時間が6時間以下の人の増加は、パートタイムとして働く人の増加の現れであろう。

2005年の調査では、「急増するパートタイム労働者」として、働く女性に焦点があてられている。この年は、女性のパートタイムとフルタイムに関する詳しいデータが掲載されている。以降、2005年の調査結果を中心にとりあげる。フルタイムとパートタイムの特徴として、パー

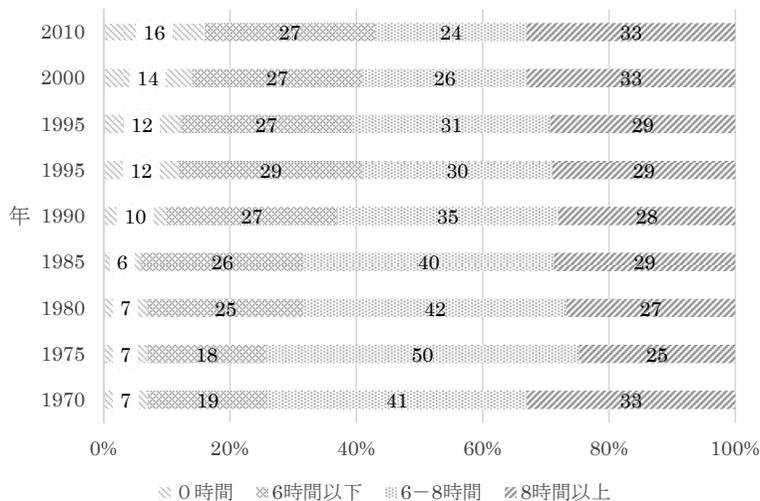


図6 女性有職者の仕事時間量分布の時系列変化（1970-2010）

(注) 1995年の調査方法の変更により直接の比較はできない。ただし、比較のために調整した数値が記載されている。そのため、1995年が2つある。

(出所) NHK『日本人の生活時間 2000』51ページ、『日本人の生活時間 2010』11ページより作成。

¹³ この段落の記述は、1990年調査、1995年調査、2000年調査の比較による。

トタイムの増加は女性を中心としたものであったことをふまえ、既婚者と未婚者の比率から「結婚がパートタイムへの転機」となっているのではないかと提起する。そして、子どもの有無別構成でも、幼児・在学期の子どもを持つのはパートタイムの方が多いことを指摘する。これは、結婚や出産というライフイベントにより、就業形態が変化していることをあらわしている。(NHK 2006)

それではこのフルタイムとパートタイムの属性の違いは、実際の働き方ではどのような違いとなっているのだろうか。

平日の仕事についてみると、フルタイムの仕事時間は7時間54分、パートタイムの場合には5時間3分となっている。仕事については、パートタイムよりフルタイムの方が長い。図7から仕事時間量の分布をみると、フルタイムでは7時から11時間の間に集中しているが、パートタイムの場合には4時から9時間の間に分散していることがわかる。

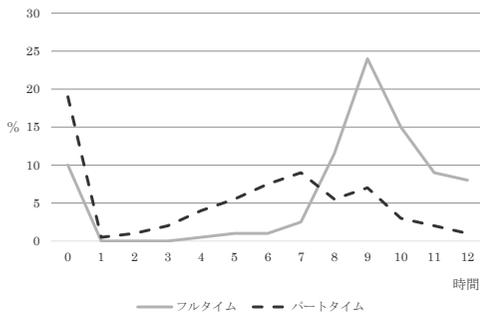


図7 フルタイム・パートタイム別・仕事時間量分布 (平日・女性勤め人) (2005)

(出所)NHK『日本人の生活時間 2005』123 ページより作成。

図8は1時間ごとの家事時間の行為者率を示している。

以上から、1日の流れをみると、平日のフルタイム女性は、仕事にもっとも長い時間をかけている。それに比べて、パートタイム女性は、仕事に行く前と、仕事を早く切り上げて帰宅し、家事をしている者が多い。パートタイム女性の方が、家事にもある程度の時間を配分している。また、パートタイムは既婚者が多い。家事については、時間量だけではなく、行為者率もフルタイムよりもパートタイムのほうが高い。結婚

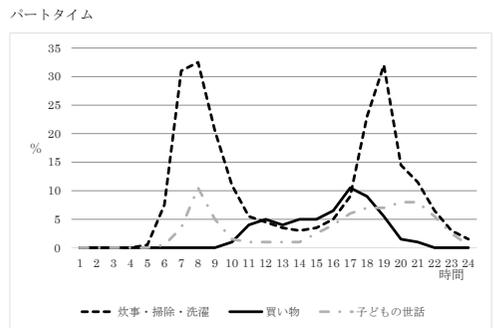
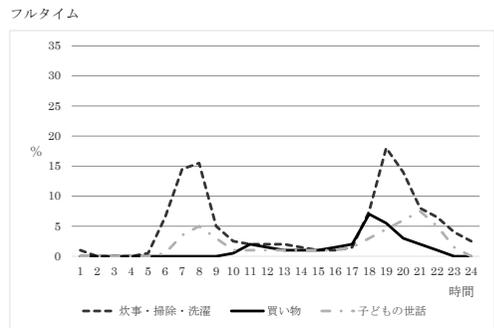


図8 フルタイム・パートタイム別・内容別に見た家事の30分ごとの平均行為者率 (平日・女性勤め人) (2005)

(出所)NHK『日本人の生活時間 2005』127 ページより作成。

しているかどうか、就業形態および家事時間の使い方に影響していると考えられる。

図9より、フルタイムとパートタイムの仕事時間・家事時間・労働時間を比較する。

まず、仕事時間は、フルタイムは平日が7時間54分、土曜日は3時間58分、日曜日は1時間48分である。パートタイムは平日が5時間3分、土曜日は2時間49分、日曜日は1時間37分となる。次に、家事時間を比較する。フルタイムの家事時間は、平日が2時間11分、土曜日が3時間4分、日曜日が4時間7分である。パートタイムは、平日が4時間10分、土曜日が4時間48分、日曜日が5時間37分である。以上から、労働時間は、平日はフルタイムが10時間5分、パートタイムが9時間13分と、フルタイムの方が長い。土曜と日曜には、それぞれ逆転してパートタイムが長くなる。週をならしてみると、フルタイムとパートタイムの労働時間(仕事と家事の合計時間)は平日ほどの差はなくなる。仕事時間に注目すれば、フルタイムの仕事時間と



図9 フルタイム・パートタイム別・仕事と家事時間の時間量（3 曜日・女性勤め人）（2005）

（出所）NHK『日本人の生活時間 2005』129 ページより作成。

パートタイムの仕事時間では約3時間の差が生じている。この差は、家事とテレビ視聴である。いずれも、フルタイムよりパートタイムが多い。たとえば、家事時間については1時間59分パートタイムの方が長い。とりわけ、炊事・掃除・洗濯は、パートタイムのほうが1時間9分長い(NHK 2005:124)。つまり、家事時間がその差を埋める行動になっている。土曜、日曜は、フルタイムの方が家事時間の増加分は長い。しかし、パートタイムも土曜、日曜に家事時間を増やしている。

このように、フルタイムとパートタイムに共通する時間配分の枠組みは、性別役割に関する社会的要請が同じ範疇にあることを意味すると考える。つまり、女性は主婦になれば「家事・育児」を担うというジェンダー規範である。さらに、パートタイムを選択する人は、家事優先であるため、「家事と仕事(パートタイム)」を両立させるため、自らの仕事時間を短縮することで調整する。他方、「男女雇用機会均等法」や「育児休業」は、女性の「仕事(フルタイム)と家事」という役割を支援するものである。しかし、フルタイム雇用では雇用規律との葛藤が明確に生じる。女性の就業に関しては、すでに、多くの「仕事と家庭」の両立支援政策がおこなわれてきた。ただし、その両立支援は、仕事＝フルタイムを前提として成立してきた。しかし、女性は家事・育児を担うという、ジェンダー規範が変化しない下では、フルタイムで働き続けることは難しい。三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2013:11)では、25歳~44歳の有配偶女性の雇用形態を、2000年と2010年で比較している。それによれば、正規労働者と、非正規労働者では、有配偶女性全体に占める労働者割合の変化に違いがある。すなわち、①有配偶女性全体に占める非正規労働者の割合は全ての年齢層で上昇しているのに対し、②有配偶女性全体に占める正規労働者の割合は、25歳~34歳の年齢層でのみ上昇している。その上で、「非正規雇用の拡大が有配偶女性の就業率を支えてきたと考えられる」と述べている。また、女性の非正規雇用の中心は「パート」であることも指摘している。このように、既婚女性の多くはパートタイマーとして働いているといえる。

たとえ制度が充実していったとしても、その政策効果には限界がある。「家事」の多くを担っ

ている既婚女性にとって、パートタイムという働き方が、現実的な選択肢となっているといえよう。

3.5 小括

以上、1960年代から2000年代における労働時間の変化について振り返った。家庭婦人についてみると、①労働時間は、1960年の9時間40分から2015年の6時間43分へと2時間57分減少していること、②家事時間の推移は、1960年から1970年にかけて、7時間12分から7時間57分といったん伸びるが、その後減少傾向が続き、2015年には6時間35分へと減少していること、③1990年以降の仕事時間は減少しているが、これは調査方法の変更にも影響を受けていること、がわかる。

次に、有職女性(職業をもっている女性、未婚女性を含む)についてみると、①労働時間は1970年の10時間24分から2015年の9時間36分へと減少しているが、主婦に比べて、その減少幅は狭いこと、②仕事時間は減少していること、③家事時間は、1975年までは低下傾向に、その後は増減を繰り返し、2015年は1970年と比べて2分減少した。有職女性の労働時間の合計は、2000年代に入り増加傾向を示している。

こうした傾向と、女性の働き方を照らし合わせてみると、①女性の就業率は上昇しているが、女性が主に家事を担っている状況は変わっていないこと、②働き方は、1960年代の自営業・家族従業者が中心の時代から、専業主婦が増加した後に減少し、パートタイムとして働く既婚女性が増えたこと、③女性有職者の労働時間の変化より、短時間労働者(パートタイム)が増加していること、が明らかになった。女性が主に家事を担うというジェンダー規範は変わっていないが、既婚女性の働き方は、パートタイム中心へと、変化している。また、有職男性については、生活時間の使い方や働き方に、ほとんど変化の兆しはない。

こうした一連の傾向は、最初にみた性別役割に関する意識調査の結果とは異なり、現実では依然として意識と実態にずれが生じ、理想を実現できない現実生活との矛盾のあらわれといえよう。次に、女性の働き方の変化が労働時間の推移とどのように関連してきたかを考察する。

4. 考察—生活時間の使い方からみるジェンダー規範

これまで、女性の就業形態の違いと生活時間の変化についてみてきた。最後に、「男性は仕事、女性は家事」というジェンダー規範が、主婦が雇われて働くようになり直面した雇用規律と、どのように調整されてきたのか、その調整過程を考察する。

4.1 「仕事も家事も」から「女性は家事」へ

1960年代は、農業や家族従業者が多く、仕事時間も家事時間も長かった。長時間の家事時間は、生活水準を保つための必要時間であったと考えられる。この時代は「仕事も家事も」のジェンダー規範であった。

1970年代半ばになると、「女性は家事」（専業主婦）のジェンダー規範が中心となり、仕事時間が縮小され、家事時間が優先される。並行して、家電製品の普及もあり、家事の省力化が可能になると同時に、家事水準をあまりさげることなく、仕事時間を伸ばす余地ができた。そこで、仕事を持つ、あるいは持たない、のいずれもが、女性のライフスタイルとして可能となる。専業主婦は、1960年代と同様に家事を担い、仕事からは距離をおく存在として位置づけられる。1975年に専業主婦化の流れがピークをむかえるが、すぐに有職女性（パートを含む）も増加し始める。しかし、増加した有職女性の中心は、必ずしもフルタイムの女性ばかりではなかった。この時期には、3つのグループ—有職女性と、副業を持っていた主婦と、専業主婦—のうち、副業を持っていた主婦が中心となる。彼女たちにとって、「家事」は依然として主な役割であった。そして、パートタイム労働は、家事を遂行するための、内職に代わる新たな選択肢となっていった。

以上より、生活時間の使い方から見た変化として、女性は、①仕事から離れて家事に専念する層（専業主婦）、②仕事も家事も担っている層（主婦・副業あり、有職女性）とに分かれていったと考えられる。いずれの層も、1960年代に比べると仕事時間は減少しており、生活時間に占める仕事の割合も働き方も変化した。しかし、家事時間の長さをみれば、「女性は家事」

という役割に変化はみられない。ジェンダー規範は、女性は「仕事も家事も」から女性は「家事」へと変化したといえよう。

4.2 「家事も仕事も」—フルタイムとパートタイム

1980年代は、労働力不足が顕著になりパートタイム労働者が増加していた。また、1985年に「男女雇用機会均等法」が成立し、若年女性の働き方に変化が見え始めた時期でもあった。「女性の雇用化」がすすみ、主婦（専業主婦、副業ありの主婦）にとっても、家庭外での仕事と、家事の区分が明確になり、ここではじめて、「仕事か家事か」という選択が意識にのぼってくる。「男女雇用機会均等法」により、いわゆる「男性並み」に働く意欲をもつ女性に注目が集まり、雇用されて働くという環境のもとで、仕事への比重が高まる。こうした、フルタイム労働のひろがりにより、女性労働者が雇用規律との葛藤を意識することとなる。

と同時に、家庭責任を果たすための政策が、女性の「両立支援」という形で現れてくる。ただし既に、自営業として、あるいは家族従業者として「男性並み」、あるいは、それ以上の時間を仕事時間に費やしていた経験は持っていた。また、1970年代にみられたような、「長時間パートタイム」の経験もあった。多くの既婚女性にとっては、雇用規律との間で葛藤が生じることを経験的に認識していたとは言えないだろうか。そして、この葛藤を労働時間の短縮（パートタイム労働）という形で処理したと考える。かねてより家庭責任を担い続けてきた既婚女性にとって、改めてパートタイム労働が、仕事と家事の両立の選択肢として内面化されるようになる。女性は「家事も仕事も」である。

言い換えると、仕事と家事時間の中で、家事時間が先に決まり、家事時間以外の長さによりフルタイムかパートタイムかが選択される。性別役割に関する社会的規範はフルタイムにもパートタイムにも同様に求められている。女性のM字型就労が改善されないことを指摘するものは多い。しかし、現状では、女性が雇用規律と家庭責任との葛藤を調整する手段として、パートタイム労働を選択せざるを得ない。

すなわち、「家事も仕事も」という、家事と

雇用規律との葛藤を、仕事時間の短縮と時間帯の調整で、ジェンダー規範と折り合いをつけたのが、パートタイムであるといえよう。

4.3 小括

ここまで年代によるジェンダー規範の変化をみた。それは、1960年代の「仕事も家事もすべて」から、1970年代には「女性は専業主婦」という一時期をへて「仕事（副業）と家事」、1980年代は「家事も仕事も」へと移った。その過程で、フルタイムを念頭においた、仕事と家庭の「両立支援」政策が打ち出されるようになる。ただし、ここで最初に想定されていたのは「女性の両立支援」であり、その意味では、1960年代の「仕事も家事もすべて」と共通するものがある。それは依然として、女性が家庭責任を担うという点である。他方、実態としては「仕事と家事」の両立は難しく、結婚や出産にともない、フルタイムから退出する女性が多い結果となった。

この限りにおいて、2000年代までは、「仕事と家事」のウエイトの置き方に変化を見出すことはできるが、女性が雇用規律へ対応するために選んだものは、家事の外部化だけではなかった。それは、自らがその責任を、すべてではないにしても、可能な限り担うという選択であり、働き方をジェンダー規範にあわせるように調整した。以上より、ジェンダー規範は、変化を伴いながらも、生活実態に対して強固に作動しているといえよう。

5. おわりに

生活時間からみたジェンダー規範と働き方について検討した。そこからは、意識の変化ほどには、実際の生活時間の使い方は変化してはないうことが明らかになった。さまざまなジェンダー平等政策が実施されてきたが、現時点では、その影響は限定的なものであったといえよう。

既婚女性の多くは、「仕事と家事」の両方を担っており、かつ、家事時間は長い。男性は子どもの有無や年齢などにかかわらず、仕事時間は、ほぼ同じである。まずは、男性が仕事時間を減らし、家事・育児時間を増やすことが不可

欠である。ジェンダー規範を変えることは難しい。しかし、個人の行動の変化が、社会の変化へとつながるであろう。

その上で、ジェンダー規範と密接にかかわっているパートタイム労働に関して、従来とは異なる新しい政策が必要である。それは、パートタイム労働者に焦点をあてた「両立支援」である。確かに、保育所の利用や育児休業の取得が可能になるなど、パートタイム労働者に対する、仕事と家庭の「両立支援」も拡がりつつある。しかし、まだその大半は、フルタイムの女性労働者のための「両立支援」となっているのが現状である。ジェンダーの視点と両立支援の視点を持ったパートタイム政策が求められる。

今後のパートタイム政策の具体的な方向性については、就業選択と生活時間の使い方との関係性を検討する必要がある。また、NHK「国民生活時間調査」は集計データのみが公表されているため、データの限界があった。今回は、生活時間の50年間の傾向をみるためにとりあげなかったが、総務省統計局「社会生活基本調査」では時間と所得のデータが含まれている。個票を使用することができれば、より精緻な分析が可能となる。こうした点については、今後の課題としたい。

参考文献目録

- 伊藤セツ・天野寛子（編）（1989）『生活時間と生活様式』光生館。
上田貴子（2006）『正規雇用者の生活時間』労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』No.552 34-43。
NHK放送文化研究所（編）（1963）『日本人の生活時間 1960』NHK出版。
NHK放送世論調査所（編）（1971）『日本人の生活時間 1970』NHK出版。
NHK放送世論調査所（編）（1974）『日本人の生活時間 1973』NHK出版。
NHK放送世論調査所（編）（1976）『日本人の生活時間 1975』NHK出版。
NHK放送世論調査所（編）（1982）『日本人の生活時間 1980』NHK出版。
NHK世論調査部（編）（1986）『日本人の生活時間 1985』NHK出版。
NHK世論調査部（編）（1992）『日本人の生活時間 1990』NHK出版。
NHK放送文化研究所（編）（1996）『日本人の生活時間 1995』NHK出版。
NHK放送文化研究所（編）（2002）『日本人の生活時間 2000』NHK出版。
NHK放送文化研究所（編）（2006）『日本人の生活時間 2005』NHK出版。
NHK放送文化研究所（編）（2011）『日本人の生活時間 2010』NHK出版。
落合恵美子（2004）『21世紀家族へ（第3版）』ゆうひかく選書。

- 箆山京 (1943) 『国民生活の構造』長門屋書房。
- 箆山京 (1984) 『箆山京著作集 第5巻 国民生活の構造』ドメス出版社。
- 箆山京 (1985) 『箆山京著作集 第8巻』ドメス出版社。
- 川口章 (2008) 『ジェンダー経済格差』勁草書房。
- 川口章 (2013) 『日本のジェンダーを考える』有斐閣。
- 経済企画庁国民生活局国民生活調査課 (編) (1975) 『生活時間の構造分析』大蔵省印刷局。
- 雇用職業総合研究所 (編) (1987) 『女子労働の新時代』東京大学出版会。
- 厚生労働省 (編) (2015) 『厚生労働白書』日経印刷株式会社。
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (編) (各年度版) 『女性労働の分析』21世紀職業財団。
- 金野美奈子 (2015) 『働く時間と個人の時間』小川慎一・山田信行・金野美奈子・山下充『産業・労働社会学』206-27、有斐閣。
- 黒田祥子 (2010) 『日本人の労働時間一時短政策導入前とその20年後の比較を中心に』
- RIETI ポリシーディスカッション・ペーパー 10-P-002。
- Kuroda, Sachiko (2010) 'Do Japanese Work Shorter Hours than before? Measuring trends in market work and leisure using 1976-2006 Japanese time-use survey'
- 『*Journal of The Japanese and International Economics*』24 (2010), pp.481-502。
- 佐口和郎 (2015) 『日本の雇用システムと労使関係—戦後史論』連合総合生活開発研究所『『日本の雇用システム』の生成と展開—『日本の雇用システム』と労使関係の歴史的検証に関する研究報告書—』、1-69。
- 佐藤香 (2010) 『ジェンダーからみた生活時間』内閣府経済社会総合研究所『ワーク・ライフ・バランス社会の実現と生産性の関係に関する研究』(平成22年度)報告書、236-52。
- 塩田咲子 (2000) 『日本の社会政策とジェンダー』日本評論社。
- 篠塚英子 (1995) 『女性が働く社会』勁草書房。
- 瀬地山角 (1996) 『東アジアの家長長制』勁草書房。
- 田中裕美子 (2007) 『ジェンダーの視点から見たパートタイム労働のあり方—生活時間調査に見るオランダとスウェーデンの仕事時間と家庭生活時間の変化—』『下関市立大学創立50周年記念論文集』127-38。
- 田中裕美子 (2016) 『婦人労働の実情に見る女性パートタイム雇用の変遷』『下関市立大学論集』第59巻第3号、39-48。
- 中川清 (2000) 『日本都市の生活変動』勁草書房。
- 中川清 (2011) 『現代日本の生活問題』放送大学教育振興会。
- 永瀬伸子 (1997) 『女性の就業選択—家庭内生産と労働供給』中馬宏之・駿河輝和 (編) 『雇用慣行の変化と女性労働』279-310、東京大学出版会。
- 中村政則 (編) (1985) 『技術革新と女子労働』国際連合大学。
- 西村純子 (2014) 『子育てと仕事の社会学—女性の働き方は変わったか』弘文堂。
- 濱口桂一郎 (2015) 『働く女子の運命』文春新書。
- 藤本武 (編) (1974) 『最近の生活時間と余暇』労働科学研究所。
- 古郡鞆子 (1997) 『非正規労働の経済分析』東洋経済新報社。
- 本田一成 (2010) 『主婦パート 最大の非正規雇用』集英社新書。
- 水野谷武志 (2005) 『雇用労働者の労働時間と生活時間』御茶ノ水書房。
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (2013) 『期待が高まる女性労働力—活用から活躍に向けての課題—』『調査と展望』NO.20。
- 村上あかね (2007) 『有配偶女性の労働時間・働き方と暮らし』家計経済研究所『季刊 家計経済研究』第76号、14-25。
- 目黒依子・矢澤澄子・岡本英雄 (編) (2012) 『揺らぐ男性のジェンダー意識—仕事・家族・介護』新曜社。
- 連合総合生活開発研究所 (2009) 『生活時間の国際比較—日・米・仏・韓のカップル調査 連合・連合総研共同調査研究報告書』連合総合生活開発研究所。
- 連合総合生活開発研究所 (2015) 『『日本の雇用システム』の生成と展開—『日本の雇用システム』と労使関係の歴史的検証に関する研究報告書—』。
- 労働省女性局 (編) (各年版) 『女性労働白書』21世紀職業財団。
- 労働省婦人少年局 (編) (各年版) 『婦人労働の実情』大蔵省印刷局。
- 労働省婦人局 (編) (各年版) 『働く女性の実情』大蔵省印刷局。
- 矢野眞和 (編) (1995) 『生活時間の社会学』東京大学出版。
- 山本勲・黒田祥子 (2014) 『労働時間の経済分析』日本経済新聞出版社。
- 横山文野 (2002) 『戦後日本の女性政策』勁草書房。
- 渡辺洋子 (2016) 『男女の家事時間の差はなぜ大きいままなのか—2015年国民生活時間調査の結果から—』NHK放送文化研究所『放送研究と調査』(12)、50-63、NHK出版。